

コンプライアンス基本方針

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

はじめに

このコンプライアンス基本方針は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の役員及び職員が、法令、規程、社会的規範に沿って業務を進めていくうえで遵守しなければならない行動規範です。

これからも信頼される機構であり続けられるためには、役員及び職員がこの基本方針を理解、遵守しなければなりません。

一人ひとりがコンプライアンスに対する意識をより醸成できるよう、組織を挙げて全力で取り組んでまいります。

令和元年 8月

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

理事長 内海 將博

1 目的

このコンプライアンス基本方針は、機構の業務を遂行する上で、特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめたものです。したがって、これは、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的な考え方を示したものです。

業務を法令等に従い適正に遂行する上での基本的な考え方を示すとともに、コンプライアンス実施体制を整備し、透明性のある組織として適切な事業活動を行うことにより、社会や地域の発展に貢献していくことを目指していきます。

2 基本的行動規範

業務全般にかかわる行動規範として、12項目からなる基本的行動規範を次のとおり定めます。

(1) 法令等の遵守

私たちは、法令及び規程等を正しく理解し、遵守します。

(2) 平等、公平性の確保

私たちは、施設の予約業務からサービス提供全般に至るまで、平等、公平な取扱いを心掛けます。

(3) 安全第一

私たちは、常に安全を最優先することとし、これを物事の第一次的判断基準とします。

(4) サービスの向上

私たちは、施設利用者のみならず、事業を通じて市民に対して提供する様々なサービスを効率的に提供するとともに、日頃から質の向上に努めます。

(5) 自然環境保全

私たちは、CSR（社会的責務）の一環として、自然環境の保全に努めます。

（CSR：Corporate Social Responsibility）

(6) 人権尊重

私たちは、不当な差別的行為を禁止するとともに、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為の防止に努めます。

- (7) 不正取引防止
私たちは、不正取引を禁止するほか、市民から誤解を招く行為の防止に努めます。
- (8) 個人情報保護
私たちは、個人情報について、法令等を遵守し適切に取り扱います。
- (9) 情報の安全管理措置
私たちは、情報セキュリティ体制を構築し、安全管理措置に努めます。
- (10) 情報公開
私たちは、市民を始めとした利害関係者に対する説明責任を果たすため、運営の透明性を高め、適切な情報公開を行います。
- (11) 利益相反行為の禁止
私たちは、職務上の地位を利用した不正行為を防止します。
- (12) 開かれた職場
私たちは、不正を未然に防ぐために、透明性の高い職場環境を作ります。

3 遵守事項

基本的行動規範を基に、日常業務を遂行するうえで、発生すると思われる事例について、遵守すべき事項を次のとおり定めます。

- (1) 施設利用者に対する遵守事項
 - ア 施設利用者からの苦情、要望については、その内容及び現状を正しく理解し、誠実に対応します。
 - イ 利用者とは親しく接しながらも、不適切に癒着しません。また、縁故者、近親者など個人的な関係者に対しても特別な扱いは行いません。
 - ウ 施設の利用方法、サービスの内容について、正しく説明します。
 - エ 施設の現状及び特性を把握し、施設を利用するうえでのリスク、注意事項を周知し、適切なアドバイスを行い、安全かつ満足度の高いサービスの提供に努めます。

(2) 取引先に対する遵守事項

ア 職務上の立場を利用し、取引先に対して贈答品や接待、便宜供与などを求めません。取引関係がなくても同様です。贈答品が職場に送られてきた場合には、所属長に報告するとともに、断りの文書を添えて返送します。

イ 取引を行う際には、規程等を遵守し、取引先を決定します。また、特定の者に対して有利となるような行為を行いません。また、職員自らの利益を得るための行為は行いません。

(3) 職員間における遵守事項

ア 職員が互いの人権を尊重するものとし、人種、国籍、思想、宗教、性別、身体的ハンディキャップ、学歴など、個人的な特性に基づく差別的発言、差別的行為は行いません。なお、このことは利用者に対しても同様です。

イ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等ハラスメントとなる発言、行動は行いません。また、これらの嫌がらせと誤解を招くようなことや異性が嫌悪感をおぼえるようなことも行いません。

ウ 職務上発生した問題については、組織において情報を共有し、問題解決のために取り組みます。

エ 公平性を欠く人事等につながる職員間の金品供与は行いません。また、冠婚葬祭に際しては常識の範囲内での対応に留めます。

(4) 社会、地域及び市民に対する遵守事項

ア 法令等を正しく理解し、検査、点検、申請、届出等を遅滞なく確実に行います。また、そのための研修等を適宜実施します。

イ 倫理、社会規範に対する妥当性については、一旦利害関係を離れ、第三者的な目で自身を問い直し、冷静な判断を下すよう努めます。

ウ 業務を推進するうえで発生する自然環境に対するリスクを考え、自然環境保全のための具体的対策を実施します。また、自然環境保全に関する啓発活動も行います。

エ 運営理念、事業計画、事業報告、財務諸表、事件、事故等などは、市民に対し、的確に公表します。

オ 情報公開制度を適正に運用し、透明性を確保します。

カ 地域貢献、地域との協働を念頭に置き、ボランティア活動、防災活動などに協力していきます。

(5) その他の遵守事項

ア 反社会的勢力に対しては、一切の関わりを持ちません。また、新たな関係づくりについては、相手を十分確認のうえ、構築します。

イ 政治活動等への参加は、あくまでも個人の活動として行うものであり、機構の活動と誤解を招く発言、行動は一切行いません。

ウ 機構内部における法令違反またはその疑いにより捜査機関からの要請があった場合は、捜査機関等に対し、全面的な協力を行います。

4 実施体制

(1) コンプライアンス管理者（常務理事）

コンプライアンスが日常的に実施されるようまちづくり振興機構内にコンプライアンス管理者を置きます。

コンプライアンス管理者は、コンプライアンスリーダーを統括し、機構全体のコンプライアンスが徹底されるよう管理します。

(2) コンプライアンスリーダー（主幹または準ずる役職の者）

各部・室におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンスリーダーを設置し、次に掲げる事項を行います。

ア 機構内の各職場へのコンプライアンスを徹底する。

イ 機構内の各職場におけるコンプライアンスチェックを行い、事実を正しく報告する。

ウ 機構職員倫理週間の推進及び取りまとめを行う。

コンプライアンス実施体制概略図

